



ことが大切であるとされています。被害を受けた子どもが嫌だと感じたら、それは、いじめと定義されます。いじめには、執拗に嫌がらせを繰り返したり、集団で個人を攻撃したりというような分かりやすいものから、互いに攻撃し合っていたり、互いが納得しているように見えたり、悪ふざけのように見えるというような分かりにくいものもあり、極めて見極めが難しいというのが学校現場で感じた感覚です。さらに、いじめる側といじめられる側も流動的であり、いじめられていた子が、ある日突然いじめる側にまわっていたという例もあり、ある特定の子にだけ注意を払ってあげればよいというわけではない難しさがあります。また、一度いじめを徹底的に指導して事態が収まっていたとしても、その効果がいつまでも継続するとも限らず、常に注意を払う必要があります。考えの違う相手といかに関わりをつけていくか、相手の尊厳を傷つけない言動とはどのようなものかということ、地道に指導していくしかないと思います。本日は、お集まりの皆様が、日頃見聞きしている知識等を出し合ってください、いじめという社会問題に対してどうやって向き合っていけばよいかご意見をいただきたいと思います。本日はよろしくお祈りします。

#### 4 委員紹介

#### 5 会長の選任

**事務局：**次に会長の選任に移りたいと思います。岩倉市いじめ問題対策連絡協議会等条例第6条第1項の規定によりまして、会長は委員の互選によることとされていますが、事務局から提案させていただきたいと思います。会長には、岩倉南小学校校長の高木校長先生を事務局案として、提案させていただきます。異議がなければ、拍手をもってご承認いただきたいと思います。

(拍手)

ありがとうございました。それでは、ここで高木会長よりごあいさつをいただきたいと思います。

**高木会長：**僭越ながら会長を務めさせていただきます岩倉南小学校校長の高木と申します。いじめ問題は、小中学校では非常に大きな問題です。学校の中では、アンテナを高く張り、いじめの芽を一つでも早く摘むことができたならと教員同士で話しています。平成26年から小中学校において人権教育をどう進めていくかを話し合う委員会が発足し、私もそこに関わることができました。その中で、子どもたちと一緒に「自分を大切にしましょう。仲間を大切にしましょう。どんな人も大切にしましょう。」という人権の合言葉を作り、平成30年には人権の歌も作りました。そんな人権の考え方が子どもたちの意識に根付いたらよいと思いながら活動を続けてきました。この会議でも、いじめの未然防止を図るために、意見交換できたらと考えています。よろしくお祈りします。

## 6 議題

**高木会長**：それでは、次第によりまして議事を進めさせていただきます。議題に入る前に、本委員会の運営について確認しておきたいと思えます。事務局より説明をお願いします。

**事務局**：本日の協議会は、原則として公開としており、傍聴人及び報道機関への公開についてご了承いただきますようお願いいたします。また、議事録については、署名人を置かず、要点整理で行うこととしてよろしいでしょうか。議事録は、作成できた段階で委員の皆様へ送付させていただきます。発言内容をご確認いただき、修正等がある場合は事務局までお知らせください。了承が得られたものを議事録として確定し、市のホームページで公表することといたしますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

### 議題（１）岩倉市いじめ問題対策連絡協議会

事務局説明後、議題（１）に対して質問、意見なし。

### 議題（２）岩倉市におけるいじめの認知件数の推移について

**鵜飼委員**：具体的にどういういじめが多いのですか。

**有尾委員**：冒頭で教育長が言われたように、いじめ防止対策推進法が施行されたことにより、いじめの見極めが難しくなってきたと感じます。いじめを受けた生徒が、それをいじめと感じれば、それはいじめとなります。新型コロナウイルス感染症の影響により、表情がマスクで見えないという状況で、他人からどう思われているのか非常にナイーブになっている生徒が増えており、実際、そういう訴えは多いです。しかし、詳しく調べてみると受け止める側が深刻に受け止め過ぎているケースは少なくありません。そんな状況で、学校では、スピード感と客観性を重視しています。名前の出た関係生徒に対して、複数の教員が一斉に聞き取りを行い、客観的な事実を掴むという対応をすることにより、事態は早く鎮静化したというケースが多いです。さらに、発達特性の問題があります。表立って特徴のある特性が顕在化する生徒が増えていることが要因として挙げられます。例えば、悪気なく大きな声で話してしまう生徒や、細かいことにこだわりを持ってしまう生徒が、周りの生徒にストレスを与えてしまうというケースが増えています。

**高木会長**：小学校では、叩かれた、悪口を言われた、無視された等の訴えが多くあります。それを全ていじめの件数としてカウントするかというのは悩ましく、すぐに和解すれば継続しないケースがほとんどです。

**宮崎委員**：岩倉市内の学校で現在、いじめがあるという話を聞きました。教員のいないとこ

ろで殴られたりするそうです。仕返しを恐れて教員にも親にも相談できず、卒業まで一年ちょっとなので、我慢をするしかないという状況だそうです。なんとか SOS を出してもらえそうな手立てはないでしょうか。

**有尾委員**：それは由々しき事態です。仕返しを恐れる気持は分かりますが、それがないように学校は慎重にチームで対応します。休み始めている生徒に注視しながら、丁寧に対応しています。心のケアをしつつ、休んだ原因はどこにあるのかを見極めていきたいと考えています。担任だけでなく、学年主任等も含めてチームで対応しますので、もし、その件について、学校が掴んでいない事実なのであれば、学校を信頼してすぐにでも相談してほしいです。

**杉本委員**：学校や親に助けを求めることができないケースへの対応は非常に重要だと思います。いじめの認知に至ったケースでは、どういった経路が多いのでしょうか。

**有尾委員**：年に3回アンケートを行っており、自分とは関わりの少ない生徒でも、誰かがいじめに関わっていたり、ストレスを感じていたりするような状況を見たら申告してもらえそうな項目を設けています。アンケートを実施することによって、当事者や関係者だけでなく第三者からの情報提供もありました。

**高木会長**：小学校の場合は、まず担任には相談しないです。直接、利害のない教科担任や特別支援教育支援員、相談員に話すという子が多いです。小学校には相談室があり、そこでは深刻な相談だけではなく、雑談程度の軽い会話やちょっとした愚痴をこぼすことができる環境が整っています。そこで情報を拾い、担任に繋げていくというケースもあります。

**杉本委員**：虐待対応といじめ対応には、構造的に共通する部分があります。児童虐待の防止等に関する法律の第七条には、「通告をした者を特定するものを漏らしてはならない。」という条文があり、加害者の攻撃が通告者に向かうことを法律自体が想定しています。これは構造的にいじめの対応も全く同じであると思います。自分が言ったということが明るみになると、自分が攻撃の対象になってしまうことを恐れて、大人に訴えることができないのだと思います。また、虐待対応で留意すべきなのは、その事実を知る者が一人だけだった場合、通告者からの情報提供だと明かさなくても、児童相談所がその事実を把握しているということを加害者に伝えてしまうだけで、加害者には通告者が誰か分かってしまいます。そのことにも十分に留意しなければなりません。児童相談所でも、家庭内で起こった虐待の事実を加害者に突きつける場合、具体的に虐待の内容を児童相談所が知っていることを伝えてしまうと、被害者である子どもが被害を訴えたと分かってしまう恐れがあることから、泣き声や怒鳴り声が出ていると近所からの通報があったということに替

えたりしています。慎重に対応しないと、助けを求める子どもが増えていけないと思います。また、情報提供のあった経路をデータとして把握しておくことは必要だと思います。こういった経路から情報を拾うことができたのか、どの経路が増えているのか等を分析しておけば、そこに働きかける等の工夫ができると思います。

**教育長**：資料にあるいじめの認知件数は、文部科学省に報告した件数であり、当事者からなのか、友達からなのか、もしくは保護者からなのか、どの経緯でいじめを認知したのかを併せて報告することになっています。子どもからの訴えが一番多く、保護者からの訴えが次に多くなっていたと思います。被害者が周囲に訴えることができないというのは問題になっていますが、教員の非常にきめ細かな観察によっても見つけることができるケースもあります。現在、一人一台タブレット端末を導入し、「こころの天気」というソフトを活用した取組を行っています。毎朝、その日の気持ちを「晴」、「曇り」、「雨」、「雷」の4種類の天気の中から選択させ、その結果がデータ化されています。例えば、毎日、「曇り」の子が、今日は何故「雷」なのだろうか、というように見逃しがちな小さな変化にも気付くことができます。聞き取りの際にも、「雷」を選択したのは本人なので、教員もその子に声をかけやすいのです。そういったシステムも駆使しながら、細かい観察によって見つけることができるよう心掛けています。

**杉本委員**：教員が気付く感度を上げるということは非常に重要だと思います。つまらなそうな顔をしていつも独りぼっちで下校するような子がいるとか、最近よく無くしものをするとか、特定の子の机だけ落書きが多いといったような兆候は、教員の感度が上がっていけば、気付くことができると思います。そのための教員の研修も必要なのではないでしょうか。

**有尾委員**：年3回のアンケートをとった後、学校では、いじめ不登校対策委員会を開催しています。そこでは、アンケートの回答に特徴のある生徒を取り出して、最近の日常の様子に変化はなかったかを学年の教員全員で検証する機会を持っています。先程、宮崎委員からいじめのお話がありましたが、全てを拾い上げる難しさを感じます。

**宮崎委員**：被害生徒の友だちがそのことに気付いて、その友だちの親から私のところに話がまわってきたのです。周囲の目の届かない場所で、服で隠れている部分を殴られるようで、親や担任は気付いていないそうです。しかし、服を脱げば複数の痣があるという話を聞きました。それを周囲に訴えるような素振りを少しでも見せると、さらにひどくなるぞと脅されているそうです。今は学校を時々休んでいるそうですが、長く休むと、周囲に何かあるのだと気付かれてしまい、そのことでまたいじめがひどくなることを恐れて、我慢して登校しているそうです。あと少し自分が我慢すれば終わるという認識だそうです。卒業するまで、そんな我慢をしていては、先に精神が壊れかねません。いかに被害生徒が被

害を訴えたことが分からないように、いじめを阻止するかということが喫緊の課題になっています。

**有尾委員**：目の届かない場所で殴られているという話でしたが、学校にはたくさんの目があり、誰一人見たことがないということは考えにくいです。丁寧に聞き取りを行い、事態を炙り出していく等、通告者を明かさないように対応する手立ては必ずあるはずです。我々も毎日、生徒たちを目の前にしていますので、誰が訴えたかが明るみになれば、どんな事態を生むかは十分に理解しています。学校を信頼して、情報提供いただくしかないと感じます。

**杉本委員**：アンケートを行う際に、被害者が何かを伝えようと自由記述欄に何かを書くと、チェックを打つだけの動きとは異なる動きになるため、その動きを加害者が見て、告発しようとしたことが分かってしまう危険性があります。第1ステップとしては、「いじめがある。」「いじめがない。」の選択肢にチェックを打つだけの形式にして、「いじめがある。」にチェックを打った者に、後日話を聞くという方法がよいのではないのでしょうか。そのくらいの配慮をする必要があります。また、別の自治体では、匿名のいじめ相談窓口を開設していました。児童相談所でも匿名の電話相談を**受けて**いますが、そこでは、秘密厳守の保証を強調するということが、勇気を出して相談してくれたことを労うことを徹底して行っています。匿名の相談でも、相談したことが分からないように対応する方法はいくつもあるということを丁寧に相手に伝えると、だんだんとこちらに託してみようかなと考えが変わるのか、名前を語ってくれる相談者もいます。段階を踏んだ丁寧な対応が大事であり、匿名の相談窓口の開設は非常に有効だと思います。

**鶴飼委員**：最近ではメッセージアプリで、友だちからメッセージを受信したら、すぐに返事を返さなければ、学校でいじめられてしまうという話を聞きました。そういったアプリの利用に係る問題については、十分に指導する必要があると思います。また、冒頭に高木会長も言われていましたが、みんなが人を大切にすることを広げていくことが、一つの地道な対策だと思います。人権の合言葉のポスターを、子どもに関わる施設に掲示しています。様々なところで子どもには子どもの人権があるということを伝えていただいていることについては本当にありがたいです。また、親の子どもへの接し方が、いじめの一番の要因ではないかと思います。子どもだけでなく親を含めたあらゆる世代に、全ての人を大切にしようということを地道に伝えていくことが非常に大切だと思います。

**高木会長**：資料にいじめの認知件数の推移を示していただけていますが、いじめの内容や原因、経路等の情報があると、議論が進めやすいと感じました。

### 議題（３）岩倉市におけるいじめの相談体制について

**高木会長：**スクールカウンセラーが継続的に学校でのカウンセリング業務に携わることで、落ち着いて学校生活を送ることができるようになった子が何人もいて、その効果を実感しているところですが、拡充の方向性はないのでしょうか。

**事務局：**愛知県から配置人数が示されるのですが、現在のところ、拡充される予定はありません。

**教育長：**適応指導教室に配置されているカウンセラーの配置時間については、来年度から増やしていきます。

**有尾委員：**本校のスクールカウンセラーについては、一日中、相談の予約で埋まってしまっています。稀にキャンセルが出たとしても、その枠で相談したいという教員が多くおり、引っぱりだこな状態です。そのため、相談記録の作成等の事務作業を時間内に行うことが難しくなっており、労務管理の観点からも、配置枠が拡充したらうれしいです。

**高木会長：**子どもや保護者だけでなく、教員にとっても話を聞いてくれる存在が学校にいてくれるという安心感は大きなものがあります。教員が安定すれば、子どもたちの安定にも繋がります。スクールカウンセラーの拡充は難しいということでしたが、そういった相談体制の拡充を検討していただけたらと思います。

### 議題（４）各機関等におけるいじめ防止に関する取組について

**高木会長：**各機関等におけるいじめ防止に関する取組についてですが、先ほどからの事務局の説明を踏まえ、どのようにいじめを防止するべきかや、現在どのような取組をされているか等を報告いただきながら、情報の交換ができたらと考えています。皆様からご意見をお願いします。

**小笠原委員：**警察の立場からすると、未然防止というよりも、発生した後に対応することが多くなります。犯罪となるような場合は、然るべき措置をとらなければなりませんし、児童相談所へも通告することも多いです。また、近年は警察からの児童虐待の通告件数は増加傾向にあるかと思えます。

**杉本委員：**いじめによって発生しうる犯罪は暴行、傷害、侮辱、名誉棄損等が該当しますが、警察から送致される触法少年（※刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年）は、いじめ以外の事案がほとんどです。児童相談所では、仮に14歳以上で同じことをすれば

どんな事態になってしまうのか、どれほどの量刑なのか、どれほど重大な過ちを犯したのかをしっかりとその子に伝えます。近年、侮辱罪が厳罰化されましたが、そのタイミングで児童生徒にも、しっかりとその重大さを伝えるべきだと思います。ネットにおいて、人をはやしたてたり、そそのかしたりすることは、犯罪に加担することになるということを広く啓発する必要があります。また、資料6のスクールカウンセラーに寄せられた「いじめ」の相談件数は0件となっていますが、例えば「友人関係」に関する相談の中に、いじめとは真正面からは言えないけれど、いじめに悩んでいることを察してほしいというような子がいるかもしれません。そこにはやはり、仕返しを恐れる被害者の心理があるわけです。匿名性をどれだけ担保できるのかということ、丁寧に伝えることがやはり大事だと思います。

**小笠原委員：**そのとおりだと思います。友人関係の悩みには、いじめに繋がる小さな芽を孕んでいるものが少なくないと思います。その芽を相談員が汲み取り、周囲と共有し対応することが必要だと思います。重大事態が起こってしまった後では遅いのです。悩みを相談できる環境がしっかりと整っていて、いかに本音を引き出せるかということがとても大事だと思います。そういう意味では、岩倉市は他の自治体よりも体制が充実していると感じます。

**中村委員：**法務局は人権擁護機関ということで、人権侵害を受けたとして、被害者から申し出を受けた場合は、その救済を行います。また、人権擁護委員の方と協働して相談を受けたり、人権意識を高めるための啓発活動を行ったりしています。先程から相談しやすい体制の充実が課題として挙がっていますが、子どもの人権110番という電話相談窓口も設けていますし、メッセージアプリでの相談も受け付けています。さらに、毎年、子どもの人権SOSミニレターを周知するため、児童生徒へ用紙を配布いただき、困っていること等を書いて、法務局まで送ってもらっています。しかし、一つの機関だけでは、対応が行き届かないところも生じますので、本日お集まりの各機関の方とも情報共有させていただけたらと思います。

**宮田委員：**さきほど「こころの天気」というソフトの話が出ていましたが、朝と帰宅時にそれぞれ実施するべきではないかと思います。朝は気分がよかったけれど、学校生活で起こったことによって気分が暗くなったりする心の変化を汲み取ることができます。また、発達障害の問題も大きいと思います。発達障害は目には見えない障害であるため、健常者の理解を得られないことが多いです。発達障害の子たちの考え方や興味を理解するための機会がもっとあってもよいのではないのでしょうか。また、発達障害の子は、人の気持ちが分からない場合が多く、人をいじめても、いじめられる立場に立って考えることができなったり、逆に人と同じことができずにいじめられてしまったりすることがあると思います。



**小笠原委員**：親が子の発達障害を認めがたらず、病院を受診しない場合も多いですね。

**宮田委員**：親が発達障害についてどういうものかを知らないというのも一つの要因だと思います。グレーゾーンと言われる範囲だと親もなかなか気付かないのだと思います。兄弟姉妹がいて、他の子と比較することによって、育てにくさ等から障害に気付くことがありますが、一人しか育てていない親だと気づきにくいと思います。

**小笠原委員**：いじめには、悪意を持って故意に行っている場合と、そういった障害により人の痛み気付かずに行ってしまう場合があります、その見極めが必要だと思います。後者であっても、法に触れるとなれば、警察は然るべき措置をとらなければなりません。親に対してもそういった障害への理解を促す等の支援が必要だと思います。

**宮田委員**：そういう親の理解不足から、その子の育てにくさや思いどおりに育児ができない悩みや苛立ちを解消できず、児童虐待に繋がる場合もあると思います。

**鵜飼委員**：発達障害の方でも、逮捕されるのですか。

**小笠原委員**：逮捕する要件が揃っていれば、そうせざるを得ません。善悪の区別がつくのであれば処罰されます。

**杉本委員**：親にいじめの被害を訴えることができない理由として、親に心配させたくないという理由があります。そう考えたとしても、やはり助けを求めてほしいと思いますが、何か働きかけができないもののでしょうか。

**教育長**：現在、「SOS の出し方に関する教育」を文部科学省が盛んに推進していますが、一概に解決することは難しいと思います。

**小笠原委員**：人それぞれ個性がありますから、難しいですね。

**教育長**：しかし、先ほどの発達特性のある子が理解されにくいという意見については、教育現場をみていて、相互理解が進んできている学級もあると感じています。相互理解を深め、よい人間関係をつくる先生のクラスでは、子どもたちにもそういう意識が定着するのかもしれませんが、社会全体で発達特性のある人を全て理解することは、まだまだ難しいかもしれませんが、昔は、地域の中にどんな特性のある人がいるということを情報共有していたのではないのでしょうか。これから社会の様々な人との繋がりが希薄化していかないことが大事だと思います。

**有尾委員**：小中学校では、深い学びに向かっていく授業が行われているのですが、グループワーク等をよく実施しています。授業で他の生徒と関わり、人間関係をつくることも含めて生徒指導と捉えており、それが色々な個性を認める土壌に繋がっていくと思います。また、様々な個性があるということを確認する機会を多くつくってあげたいと考えています。例えば、本校の取組としては、発達障害への理解を深めるため、ディスレクシア協会の方に来校いただき、脳の構造等について講演をしていただいたり、LGBTの問題を正面から取り上げ生徒へ知識として提供したりしています。今後もそういった取組を積極的に実施しなければならないと思います。

**高木会長**：たくさんの意見をありがとうございます。以上で本日の議事を終了したいと思います。

**事務局**：本日は、長時間にわたり、たくさんのご意見をいただき誠にありがとうございました。今後の取組に生かしていきたいと考えております。以上で本日の会議を終了させていただきます。ありがとうございました。